

令和3年（ネ）第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書（甲A号証）

－控訴審第10準備書面に対応する証拠について－

2022年（令和4年）12月6日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 513	東京地判令和4年1 1月30日	写し	2022年 11月30 日	東京地方裁 判所民事第 16部（池 原桃子、益 留龍也、横 山怜太郎）	<p>本件と同様に本件規定の憲法適合性が争われた事件についての東京地裁の判決の内容。</p> <p>「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」とする違憲判断がなされたこと等。</p>
甲A 514	意見書「同性婚訴訟・大阪地裁判決に対する批判を中心に」	写し	2022年 11月14 日	駒村圭吾 （慶応義塾 大学法学部 教授）	<p>憲法学者の駒村圭吾教授による本件規定の憲法適合性が争われている事件についての意見。</p> <p>控訴人らは、控訴審第8準備書面において、大阪地判が多くの誤りを含んだ不当な判決であり、本件規定の憲法適合性に関する適切な先例として参照に値しないものであることを詳細に主張したところ、駒村教授も同様に、大阪地判の判示に不当な点が多数含まれることを論じていること。</p>
甲A 515	書籍『判例プラクティ ス憲法〔第3版〕』（抜 粋）	写し	2022年 11月30 日	穴戸常寿・ 曾我部真裕 編（浅野博 宣執筆部 分）	<p>本件第1審判決についての評釈の内容。</p> <p>本件第1審判決が本件規定の合憲的部分と違憲的部分の境界を明示することなくなされた部分違憲判断をしたものと評されていること。</p> <p>本件第1審判決が限定的にであれ立法府が斟酌できるものとした「同性婚に対する否定的意見や価値観」なるものは「克服すべき同性愛嫌悪（ホモフォビア）」であると評されていること。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 515	書籍『憲法学の現代的 論点〔第2版〕』(抜粋)	写し	2009年 8月30 日	安西文雄ほ か編(佐々 木弘通執筆 部分)	<p>本件規定の憲法適合性判断のあり方に関わる学説の内容。</p> <p>一般に、あらゆる法規定は、一定の法的要件を満たした人々に対して一定の法的効果を付与するという構成をとるものであり、そこには必ず、一定の法的要件を満たす人々と満たさない人々とを分かつ区別事由が存在し、その区別事由に基づく区別取扱いを観念し得るものであること(34頁)。</p> <p>平等規範に関する合憲性審査は、不平等を主張する側が提起する区別事由を対象として行われるから、誰と誰が、どのような区別事由で分かれたかを確認することが大切であり、第一に、そこで提起された区別事由を正当化する立法目的を確定することが必要であると指摘されていること(344～345頁)。</p>

以上